

質問回答

2021年11月17日

「ルワンダ国キガリ市水道事業体運営改善プロジェクト」

(公示日:2021年11月4日/調達管理番号:21a00772)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P22 第4章 特記仕様書案 第6条実施方針及び留意事項 (15)成果3:パイロット支店/エリア 選定時の留意事項	<p>第6条 実施方針及び留意事項(15)では、パイロット支店/エリアの選定にあたっては、流量を計測するモニタリング設備が整っていることが必須である旨記載されています。一方、同(6)では、調査項目の想定として「パイロットサイト内のエリアごとの漏水量の推定(成果3)」とあります。</p> <p>パイロットサイト全体の流量を計測するモニタリング設備が整っていると仮定すればパイロットサイト全体の流量は計測できますが、パイロットサイトをさらに複数のエリアに分割し、それぞれの漏水量を求めると、エリアを分断するための仕切弁類、管路の切り回し、エリア毎への流量計の設置等が想定されます。また、パイロットサイトを支店レベルとすると、相当な規模になるため、支店内の全てのエリアを水理的に分断することは難しい可能性があります。したがって、パイロットサイト内の全てのエリアの漏水量(無収水量)を測定するのではなく、必要な地域を絞り込み、これらの必要機材の調達、工事を行うという事で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご指摘の通り、パイロットサイトをさらに複数のエリアに分割して、それぞれの漏水量を求める場合、分断したエリアごとの流量を計測する資機材の投入が必要となることが想定されます。一方で、パイロットサイトの選定の仕方によっては、既存の設備によりエリアごとの漏水量を求められる可能性もあります。該当部の記載はその可能性も考慮した記載ですが、前提条件として、本プロジェクトによる新たな流量計の設置を行わないものとしてご検討ください。仮に、選定したパイロットサイトにおいて、既存の設備ではエリアごとに流量を測定できない場合、パイロットサイト全体で流量を計測するものとして構いません。</p> <p>また、公示資料では、パイロット支店ないしはパイロットエリアと記載していますが、これは支店レベルでパイロットサイトを選定すると、無収水率の改善に必要な資機材が予算上十分に確保できない可能性があるため</p>

			<p>す。よって、本プロジェクトの予算規模内で無収水率削減効果が期待できる程度の範囲のパイロットサイトを選ぶ必要があり、必ずしも支店の境界部ではなく、特定のエリアの境界部を選定することも可としています。</p> <p>なお、従前の「キガリ市無収水対策強化プロジェクト」においても小規模のパイロットサイトを選定して無収水率の改善に取り組んでいますが、C/PであるWASACからは前回以上に極力広いパイロットサイトを対象とし、費用対効果を確認していきたい旨が示されていることをご理解ください。</p>
2	<p>P26 (17)成果4:施設維持管理上のコスト削減要因の検討 「結果として水源の維持管理の改善が費用対効果の面で重要であることが確認された場合には、JICAと相談の上、成果4の活動を変更もしくは追加することを検討する。」 他</p>	<p>変更もしくは追加した場合の成果4の活動内容に要する業務人月については、本企画競争説明書指定の92.5人月には含まれておらず、別途協議させていただけるとの理解にてよろしいでしょうか。</p> <p>加えて、マスタープランにて提案された水源管理に関する活動(マスタープランプロジェクトにて掘削した観測井の維持管理支援や、水源管理を担当するWASAC職員の人材育成等)については当該箇所及び本企画競争説明書全体に記載がないと認識しておりますが、同活動は本件業務の対象外と考えて間違いありませんでしょうか。</p> <p>また、井戸の維持管理を活動として加えることが重要と認識された場合には、WASACは水位計などの井戸観測機材を保有していないと認識しておりますため、別途追加で調達させていただくことは可能でし</p>	<p>井戸水源の維持管理の観点について、企画競争説明書記載の92.5人月に含まれる内容としては、該当箇所に記載した通り、プロジェクト序盤で水道施設全般を改めて評価し、コスト面で非効率な事項を抽出したうえで、改善に向けて見込まれる費用対効果を整理するものとなります。ご懸念されるような水源の維持管理の改善に関する活動、機材を追加投入する場合には別途追加となります。</p> <p>ただし、例えば結果として、既にPDMに組み込まれている薬剤投入量の適正化よりも、水源管理の改善の方がよりコストメリットがあるとされた場合に、C/Pとも協議の上で、薬剤</p>

		うか。	投入量の適正化に関する活動を外して、水源管理の改善を活動に組み込むといった可能性もあり得ます。そのような場合には必ずしも別途追加となるだけでなく、削減した活動分は減額対象となります。
3	P28 第7条 業務の内容 第1期:2022年2月～2024年1月 第2期:2024年2月～2025年7月 第3期:2025年8月～2027年3月	本件業務の契約期間を3期に分けている意図はどのようになりますでしょうか。また、各期の期間(第1期:1年11か月、、、)の設定理由についてご教示いただけますと幸いです。	契約期間を分割することで、業務進捗の見直しを行う契機とし、前期の反省点を次期契約に活かしていくことを目的としております。なお、第1期は2年間、第2期は1年6か月、第3期は成果のとりまとめ等を考慮して1年8か月と設定しています。
4	P39 第4章 業務実施上の条件 (2)現地再委託	再委託に関して、ベースライン調査及びエンドライン調査はパイロットサイトが確定していないため、無収水対策機材設置工事及び省エネルギー対策機材工事については、設置する機器が確定していないため、再委託の見積依頼及び取得が困難です。これら調査及び工事について、定額見積にして頂けますでしょうか。	「企画競争説明書」の定額見積について、以下の項目を追加いたします。 ・ベースライン調査:10,000千円 ・エンドライン調査:10,000千円 ・無収水対策機材設置工事:10,000千円 ・省エネルギー対策機材設置工事:10,000千円

以上